

line, 2003.4.10.

参考文献（注で挙げたものを除く）

- Федеральный закон «о внесении изменений и дополнений в закон Российской Федерации «об основах федеральной жилищной политики» и другие законодательные акты Российской Федерации в части совершенствования системы оплаты жилья и коммунальных услуг» №52-ФЗ, *Российская газета*, 2003.5.8 (『連邦住宅政策基本法』及びその他の住宅・公共サービス料金支払いシステムの改良に関する法律の改正並びに増補法』『ロシア新聞』2003.5.8.)
- Закон Российской Федерации «об основах федеральной жилищной политики» *Ведомости Съезда народных депутатов Российской Федерации и Верховного Совета Российской Федерации*, 1993, №3, ст.99. (『連邦住宅政策基本法』『人民代議員大会及び最高会

議公報』1993, 3号, 99番.)

- ・ «Госдума приняла во 2-м чтении законопроект о реформировании жилищно-коммунального хозяйства» *Прайм-ТАСС*, 2003.3.22 (「下院は第二読会で住宅・公益事業改正法案を可決」『プライム-TASS』, 2003.3.22.)
- ・ 瀬戸口剛「ロシア連邦の住宅政策の転換（その1）——国家の住宅から個人の住宅へ」『住宅』47巻5号、1998.5, pp.57-63.
- ・ 瀬戸口剛「ロシア連邦政府における住宅政策の転換」『都市住宅学』19号、1997秋, pp.121-124.
- ・ D.ウォロンツォフ「ロシアにおける住宅市場の形成と住宅公共事業改革」『ロシア東欧貿易調査月報』43巻9号、1998.9, pp.21-38.

(みぞぐち しゅうへい・海外立法情報課非常
勤調査員)

【短信：韩国】

国民健康増進法—たばこ規制の現状—

白井 京

2003年5月、WHO 総会において「たばこ規制枠組条約（Framework Convention on Tobacco Control）」が採択され、日本でも受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法が施行された。分煙や禁煙への取り組みを含むたばこ規制は世界的趨勢であるが、欧米各国に比べて韓国のたばこ規制の現状についてはあまり知られていない。^(注1)ここでは、韓国におけるたばこ規制について、国民健康増進法を中心に紹介する。韓国は、喫煙率等の現状はさておき、たばこ規制への法的取組みについては、我が国の一歩先をいく状態にある。

韓国におけるたばこ

韓国の平均的なタバコの価格は1500ウォン（約1.25ドル、日本円で約150円）である。米国の4.6ドルに比べれば安い、平均所得の比率を計算に入れると消費者の実感としては米国とほぼ同じであり、日本よりも高いと言える。そのうち租税等負担率は約70%であり（日本は約62%）、内訳はタバコ消費税（510ウォン）、教育税（255ウォン）、付加価値税（136ウォン）、環境廃棄物負担金（4ウォン）、葉煙草生産安定化基金（10ウォン）、後述する国民健康増進負担金（150ウォン）等である。

男性の喫煙率は60.5%、女性は5.9%^(注3)であり、我が国の男性45.9%、女性9.9%^(注4)に比べ、男性の喫煙率が10%以上高い。特筆すべきは若年層の喫煙率の高さで、2000年に高校三年生男子を対象とした調査では喫煙率が38.5%とほぼ4割にのぼっている。女性の喫煙率も日本に比べれば低いとはいえ、若年層を中心に急上昇している。

国民健康増進法

国民健康増進法は、国民健康の改善という観点から、禁煙の推進、受動喫煙の防止等について初めて定めた法律である。

これは、国民の生活水準向上に伴う食生活の変化、運動不足、喫煙、飲酒などを原因とする疾患が増加する状況において、保健政策の方向を「病気の早期発見、早期治療を中心とする二次予防」から、「病気の発生自体の事前予防」に転換することを目的として制定された。わが国の健康増進法(平成14年法律第103号、平成15年5月施行)に相当する法律であり、わが国に先立ち1995年1月に制定されている。

禁煙についての規定は以下の通り。

第8条(禁煙及び節酒運動等)では、国及び地方自治体は、喫煙が害になるということを国民に教育、広報しなければならない、たばこ製造業者又は輸入業者は、たばこのパッケージの両面及び販売促進活動を含む広告に、喫煙が健康に害になるという内容の警告を表示しなければならないと定めている。ちなみに、韓国のたばこパッケージは、表面積のおよそ20%を警告が占めている。

第9条(禁煙のための措置)では、たばこの自動販売機設置場所を制限するとともに、受動喫煙防止のため、公衆が利用する施設の所有者、占有者又は管理者は、当該施設を禁煙区域と喫煙区域に区分して、指定しなければならない、これに違反した場合、50万ウォン(約5万円)以下の過料を科すと定めた。

また、同法により国民健康増進基金が設立された。同基金は国民健康増進事業の円滑な推進に役立てることを目的としており、財源のうち一部分をたばこ事業法の規定によるたばこ事業者及び輸入販売業者が負担するよう定めている。同法制定時点では、たばこ一箱あたり20ウォン(約2円)とされた。

改正による規制の強化

国民健康増進法は、2002年に大幅に改正された。この改正の特徴は二つある。第一に、特に青少年の受動喫煙防止に関して規制を強化したこと、第二に、たばこに課する国民健康増進負担金を増やし、同基金の予想収入額の一定部分を国民健康保険法による保険給付^(注5)に利用できるようにしたことである。

規制の強化については、公衆利用施設を禁煙区域と喫煙区域に区分するだけでなく、施設全体を禁煙区域に指定することができるよう定められた。具体的には施行規則により、受動喫煙の弊害が深刻な子ども、青少年、患者の健康を保護するため、保育園、小中高等学校、病院、保健所等、全国85,067ヶ所が禁煙施設に指定された。禁煙施設においては、喫煙室を設置することも禁止される。

駅構内及びプラットホーム、サッカー場や野球場等の室内外体育施設や、公衆利用施設の事務室、会議室、トイレ、廊下は強制的に禁煙区域となる。

それ以外にも、延床面積3000㎡(909坪)以上のオフィスビル、2000㎡(606坪)以上の雑居ビル、ホテル、結婚式場、社会福祉施設等については、禁煙区域と喫煙区域を明確に区分しなくてはならないと定められた。廊下が禁煙区域に指定されているため、オフィスビルなどにおいて、便宜的に喫煙区域を廊下に設置することは禁止される。

また、特に青少年の利用が多いゲームセン

ター、インターネットカフェ、コミックレンタル店や、150㎡（45坪）以上の一般飲食店（レストラン、喫茶店、ファストフード店等）についても、営業場所の面積のうち半分以上を禁煙区域に指定しなくてはならないと定めている。

禁煙施設であることを明示しなかったり、禁煙及び喫煙区域を区分指定しない場合の過料も値上げされ、改正前の50万ウォン（約5万円）から最高300万ウォン（約30万円）になった。

喫煙区域を指定する際には、換気設備や間仕切り等の分煙設備を設置しなければならないという条項が新設され、これに違反すると最高200万ウォン（約20万円）の過料が科されることになった。

また、禁煙区域でタバコを吸うと反則金2～3万ウォン（約2000～3000円）が科される。

報道によれば、韓国100大企業のうち、KT、^(注6) ウリ銀行、現代建設、大韓航空など23の会社が本社内に喫煙区域を設けず、建物全体を禁煙区域に指定したとされる。^(注7)

改正の第二の特徴である、国民健康増進基金の予想収入額の一定部分を、一時的に国民健康保険の赤字に補填できるようにした点も注目に値する。たばこ一箱あたり20ウォン（約2円）であった国民健康増進負担金を、一気に150ウォン（約15円）に値上げし、それと同時に、2006年12月31日まで、国民健康増進基金予想収入額の100分の97に相当する金額の範囲内で、国民健康増進基金を国民健康保険法による保険給付に使用することができるとする規定を設けた。

これにより、赤字による危機が懸念されていた国民健康保険財政が一息つくかたちになった。

それ以外にも、たばこ製造業者及び輸入販売者がパッケージ及び広告に警告を表示する際に、「喫煙は肺ガンなどの病気の原因になりうる」等、より強い表現とするように定め、禁煙の推進についても強化した。

さらなる改正法案の可決と、今後の政策方向

2003年6月30日、再度、国民健康増進法改正法案が国会において可決された。議員立法によるこの改正案は、「自動販売機を通じた青少年のたばこ購入経路を遮断し、たばこの弊害から国民の健康を保護するために自動販売機によるたばこの販売を不可能にしようとするもの」であり、たばこの自動販売機を一斉に撤去するという大胆な提案をしていた。

法案に対する審査及び検討の結果、自販機の一斉撤去は関連業者の反発が強く、小売業者の資産として設置した自販機を制限する場合には、財産権に対する不当な制限として憲法訴願の対象になる可能性もあるとし、自販機に成人認証装置を備え付けるよう修正して可決された。経過措置として、同法の適用（成人認証装置の備え付け）には、法施行日から1年間の猶予期間がおかれている。

これにより来年6月迄に、韓国国内のたばこ自販機には、保健福祉部の定める成人認証装置^(注8)を備え付けなければならなくなった。これに違反した者は200万ウォン（約20万円）以下の過料を科される。

また現在、政府により提出されたたばこ事業法改正案が国会で審議中である。同改正案は、青少年等に対するたばこ販売を防止するために、オンライン等でのたばこの通信販売を禁止することを主目的とする。

保健福祉部長官は今年7月、たばこ規制枠組み条約への署名を機に、国民健康増進負担金を現在のたばこ一箱あたり150ウォンからさらに1000ウォン引き上げて1150ウォンとし、その財源により禁煙プログラム等の禁煙事業や病院を拡充する計画であると発表した。また来年、広告に対する規制を強化、包装に肺ガンの病巣写真等を入れるようにしたり「light」等の単語を名称に使用できないようにして、今後数年間で成人男性の喫煙率を30%まで下げるとしてい

る。

一方、これらのたばこ規制に反対する動きも出ている。財務部は、物価の上昇と喫煙率低下の効果に対する疑問から、保健福祉部の値上げ方針に反対を表明している。また、喫煙者の団体である社団法人韓国たばこ消費者保護協会は、これらの規制強化について、「憲法において、幸福追及権が明示されているのだから、喫煙権も保障すべき」とし、国家人権委員会^(注9)に対し救済を求める陳情を行っている。国家人権委員会は、人権の保護と向上のために必要と認定される場合、関係機関に対して政策の是正を勧告することができる。今後の動きが注目される。

注

- (1) 欧米各国及び日本のたばこ規制については、田中敏「たばこ規制をめぐる内外の動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.426、国立国会図書館、2003.7を参照。
- (2) これらの数値は、以下の記事から引用した。「価格1,000ウォンあがれば『喫煙量減少』『物価を圧迫』」京郷新聞2003.6.18.
- (3) 国民健康増進法改正法律案審査資料による。
- (4) 厚生労働省『国民栄養の現状平成13年国民栄養調査結果』による。
- (5) 韓国の公的医療保険制度は、1989年に国民皆保険を達成しており、2000年7月には各種保険制度を「国民健康保険制度」に統合、一本化されている。具体的には小林廉毅「韓国の医療保険制度改革の現状」『国民健康保険』2001.2を参照。
- (6) 日本のNTTにあたる。かつての国営電話会社、韓国通信が民営化され、KT (Korea Telecom) となった。
- (7) 「外に出て吸え—建物禁煙区域拡大実施、初日の建物の外や屋上では侘びしい『一服』」『大韓毎日新聞』2003.7.2.
- (8) 我が国においても、日本たばこ協会を中心に今年からICカードによる年齢識別装置が導入される予定であり、韓国の場合もこれに近いものになるのではないかと予想される。
- (9) 国家人権委員会は、「国家人権委員会法」の制定にともない2001年11月に設立された国家機関であり、人権の擁護と差別の防止、被害者もしくは犠牲者の救済を目的としている。

参考文献

- ・各法律案、法律改正案、それに対する検討報告書、審査報告書等については、韓国国会ホームページ〈<http://www.assembly.go.kr>〉の議案データベースを利用。
- ・制定された法律については韓国法制研究所〈<http://www.klri.re.kr/>〉の現行法令データベースを利用。
- ・施行令、報道資料等については保健福祉部ホームページ〈<http://www.mohw.go.kr/>〉
- ・「たばこ規制」に関する各新聞記事。新聞記事については、KINDS (Korean Integrated News Database System) 〈<http://www.kinds.or.kr/>〉を使用し検索した。

(しらい きょう・海外立法情報課)